

聖籠町子ども条例の改正について

【聖籠町子ども条例の改正】

こどもの健やかな成長を社会全体で支援するため、町、保護者、町民などのそれぞれの責務を明らかにし、子育て支援に関する基本的事項を規定した聖籠町子ども条例を平成26年4月に策定。

令和5年4月にこども基本法が施行され、同年12月にこども大綱が閣議決定されたことなどを背景に、内容を勘案し、同条例を改正する。

【主な改正箇所】

- ・ 条例名を、「子ども条例」から「こども条例」に変更
- ・ 「子ども」の表記を、心身の発達過程にある者を指す「こども基本法」の理念に基づき、こども家庭庁が推奨しているひらがな表記の「こども」に変更
- ・ 「子ども（こども）」の定義を、「おおむね18歳未満の者」から「心身の発達過程にある者」に変更（第2条）
- ・ 「学校等」の定義を、図書館や公園なども追加し、「育ち学ぶ施設」に変更（第2条）
- ・ こども基本法等を勘案した基本理念の修正、追加（第3条）
- ・ こども計画策定に関すること（第15条）

【改正時期】

3月議会に上程し、こども計画策定と併せて令和8年4月1日施行予定。

【改正案（新旧対照表）】

別紙のとおり

以上